

銚子川漁業協同組合 三重内共第15号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、この組合の有する三重内共第15号第五種共同漁業権に係る漁場(以下単に「漁場」という。)区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物(あゆ、あまごをいう。以下同じ。)の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、口頭又はオンラインシステムで行うものとする。

3 組合は、第一項の規定による申請があったときは、当該遊漁の承認により当該水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者(第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。)の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第10条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第6条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

魚 種	漁 具 漁 法	規 模
あ ゆ	竿釣(友釣、餌釣、毛針釣)	疑似おとりの使用は、不可とする
あ ま ご	竿釣(餌釣、毛針釣、ルアー釣)	

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚 種	期 間
あ ゆ	6月1日から12月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間内
あ ま ご	3月1日から9月30日まで

2 前項の公表は、当組合事務所に掲示して公表するものとする。

(全長制限)

第5条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
あまご	12センチメートル

(遊漁料の額及び納付方法)

第6条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、第1号の場合において、遊漁者が未就学の幼児のときは無料、小中学校生徒又は肢体不自由者のときは同号に掲げる額の二分の一に相当する額とし、次項ただし書に規定する方法により納付するときは、1,000円を加算した額とする。

魚 種	漁 具・漁 法	遊 漁 料
あ ゆ	竿釣	1日 3,000円 1年 10,000円 ※1日遊漁料は解禁日から10日間は、4,000円とする。
あまご	竿釣	1日 2,000円 1年 6,000円
あゆ及び、あまご	竿釣	1年 12,000円

2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所又は組合が指定するオンラインシステムにおいてしなければならない。ただし、止むを得ない理由がある場合は当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

- (1) 銚子川漁業協同組合事務所（紀北町便ノ山339番地1）
- (2) キャンプイン海山（紀北町便ノ山271番地）
- (3) ファミリーマート みやま相賀店（紀北町相賀834番地11）
- (4) つりエサ市場 尾鷲店（尾鷲市倉ノ谷町1087番17号）
- (5) シンポーつり具（尾鷲市朝日町4番23号）

(遊漁承認証に関する事項)

第7条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む）を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第8条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第9条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式第2号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第10条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

4

別記様式第2号

漁 場 監 視 員 証

表

裏

<i>No</i>	
漁 場 監 視 員 証	
下記の者は、当組合の漁場監視員であることを証明します。	
記	
氏名	
(年令)	
有効期間	
年	月 日 ~
年	月 日
発 行 者	
銚子川漁業協同組合	
	印

注 意 事 項
1 漁場監視員は、いかなる場合も、遊漁者に対して、暴行若しくは脅迫を加え、又は威嚇を行ってはならない

銚子川漁業協同組合 三重内共第16号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、この組合の有する三重内共第16号第五種共同漁業権に係る漁場(以下単に「漁場」という。)区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物(あゆ、あまごをいう。以下同じ。)の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、口頭又はオンラインシステムで行うものとする。

3 組合は、第一項の規定による申請があったときは、当該遊漁の承認により当該水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者(第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。)の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第11条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第7条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

魚 種	漁 具 漁 法	規 模
あ ゆ	竿釣(友釣、餌釣、毛針釣)	疑似おとりの使用は、不可とする
あ ま ご	竿釣(餌釣、毛針釣、ルアー釣)	

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚 種	期 間
あ ゆ	6月1日から12月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間内
あ ま ご	3月1日から9月30日まで

2 前項の公表は、当組合事務所に掲示して公表するものとする。

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表に掲げる区域内においては、遊漁をしてはならない。

区 域
便ノ山上流（湯口）頭首工堤から上流50メートル、下流150メートルの区域
クチスボダム堰堤から上下流各200メートル以内
クチスボダム取水口から上下流各200メートル以内
尾鷲第一発電所取水口から上下流各200メートル以内

(全長制限)

第6条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
あまご	12センチメートル

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、第1号の場合において、遊漁者が未就学の幼児のときは無料、小中学校生徒又は肢体不自由者のときは同号に掲げる額の二分の一に相当する額とし、次項ただし書に規定する方法により納付するときは、1,000円を加算した額とする。

魚 種	漁 具・漁 法	遊 漁 料
あ ゆ	竿釣	1日 3,000円 1年 10,000円 ※1日遊漁料は解禁日から10日間は、4,000円とする。
あまご	竿釣	1日 2,000円 1年 6,000円
あゆ及び、あまご	竿釣	1年 12,000円

2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所又は組合が指定するオンラインシステムにおいてしなければならない。ただし、止むを得ない理由がある場合は当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

- (1) 銚子川漁業協同組合事務所（紀北町便ノ山 3 3 9 番地 1）
- (2) キャンプイン海山（紀北町便ノ山 2 7 1 番地）
- (3) ファミリーマート みやま相賀店（紀北町相賀 8 3 4 番地 1 1）
- (4) つりエサ市場 尾鷲店（尾鷲市倉ノ谷町 1 0 8 7 番 1 7 号）
- (5) シンポーつり具（尾鷲市朝日町 4 番 2 3 号）

（遊漁承認証に関する事項）

第 8 条 組合は、第 2 条第 1 項の承認をしたときは、別記様式第 1 号による遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む）を遊漁者に交付するものとする。

- 2 遊漁承認証の交付は、前条第 2 項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。
- 3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

（遊漁に際し守るべき事項）

第 9 条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

（漁場監視員）

第 10 条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

- 2 漁場監視員は、別記様式第 2 号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

（違反者に対する措置）

第 11 条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

遊 漁 承 認 証
表 裏

<i>No</i> 遊 漁 承 認 証 下記のとおり遊漁を承認します。 記 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center; vertical-align: middle;">遊 漁 者</td> <td style="padding: 5px;">(住所)</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="padding: 5px;">(氏名)</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right; padding: 5px;">(年令)</td> </tr> </table> 承認期間 年 月 日 魚 種 漁具・漁法 竿 釣 遊漁区域 内共第 1 5 号及び 1 6 号の漁 場区域 遊 漁 料 円 発 行 者 銚子川漁業協同組合 印		遊 漁 者	(住所)		(氏名)		(年令)	注 意 事 項 1 遊漁料を納付し、遊漁承認証の交付を受けていても、当組合の漁場監視員が確認のために声をかけることがありますので、御協力ください。 2 遊漁に際しては、遊漁規則に決められた事項を遵守して下さい。また、問題行為のある釣り人を見かけたときには最寄りの漁協事務所（電話0597-32-3311）まで御一報ください。 3 この河川の漁業権対象魚種は、あゆ及び、あまごです。遊漁承認証に記載されている魚種以外の漁業権対象魚種を採捕しようとする場合、別途当該魚種の遊漁承認証が必要となります。 ○当組合が行っている漁場管理 1 遊漁規則に基づき定められた遊漁料は、各河川等に免許された漁業権者に課されている増殖義務及び漁場環境維持のための経費の一部として使用されるものです。組合員、遊漁者双方の負担によって河川環境が維持されていることを御理解ください。
遊 漁 者	(住所)							
	(氏名)							
	(年令)							

別記様式第2号

漁 場 監 視 員 証
表 裏

No	
漁 場 監 視 員 証	
下記の者は、当組合の漁場監視員であることを証明します。	
記	
氏名 (年令)	
有効期間	
年 月 日 ~ 年 月 日	
発 行 者	
銚子川漁業協同組合 印	

注 意 事 項

1 漁場監視員は、いかなる場合も、遊漁者に対して、暴行若しくは脅迫を加え、又は威嚇を行ってはならない